

# 労務

- 従業員の賃金体系や最低賃金は
- 就業規則のつくり方は
- 従業員教育・新入社員教育は
- パートタイマーの契約、就業規則は
- 労働基準法改正のポイントは
- 男女共同参画社会基本法とは



# 創業



- 新規開業までの準備や手続きは
- 自己資金不足の借入方法は

- 新規開業に役立つ情報資料収集・提供
- 地域中小企業支援センター等との連携による支援
- 開業に備えての手続き等各種相談の受付

**こんな時****お気軽に****ご相談ください****新規開業までの流れ**

開業動機と目的
<ul style="list-style-type: none"> <li>おもしろいアイディアがある</li> <li>人に負けない知識技術がある</li> <li>開業の心構えがしっかりしている</li> </ul>

市場リサーチ
<ul style="list-style-type: none"> <li>業種選定を検証する</li> <li>需要と供給のリサーチ</li> <li>商品仕入れ等の確保</li> </ul>

事業計画
<ul style="list-style-type: none"> <li>ターゲット</li> <li>事業の目的</li> <li>事業展開の方法</li> </ul>

資金計画
<ul style="list-style-type: none"> <li>資金使途</li> <li>収支計画</li> </ul>

開業
<ul style="list-style-type: none"> <li>会社設立</li> <li>経理処理</li> <li>労務管理</li> <li>開業後の中期計画</li> </ul>

## 経営安定 特別相談室

**Step 1 相談申込み**

お悩みがありましたら、電話および来所してお申し込みください。

**Step 2 相談内容の検討**

商工調停士などが経営、財務内容の把握と分析を行い、経営安定の方策を検討します。

**Step 3 助言・調停**

検討した結果、経営改善策の提案、法的手続き等の指導など対応策を助言します。

不透明な経営環境の中、経営上の問題や悩みについて、専門家（商工調停士等）が経営安定を図っていくためのアドバイスをいたします。お気軽に、ご相談ください。  
(秘密厳守・無料)

**ご相談は、お早めに！**

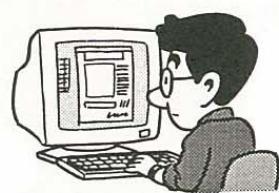
まだなんとかなる……、もう少しガンバレばが事業を深刻化させることができます。経営が不振に陥ったときは「早期に適切な手を打つ」ことがポイントです。

# 経営

- ・経営の合理化、経営戦略は
- ・販売計画、仕入計画、在庫管理は
- ・債権回収の方法は
- ・経営分析、財務管理の方法は
- ・インターネット活用の戦略は
- ・景気・経済の動向は
- ・取引先の倒産による備えは
- ・商売をやめたときの備えは

こんな時

お気軽に  
ご相談ください



▶講習会、研修会等の開催

- 経営戦略セミナー・債権回収法律実務講座
- 営業社員セミナー・インターネット活用セミナーなど

▶「なんでも相談会」の開設

- 弁護士、税理士、司法書士、社労士等幅広く専門家を委嘱

▶「経営安定特別相談室」の開設

- 商工調停士による倒産防止特別相談

▶経営に役立つ情報収集・提供

▶「経営セーフティ共済」への加入促進

- 取引先の倒産により債権回収が困難になった場合の貸付制度

▶「小規模企業共済制度」への加入促進

- 商売や役員をやめたときなどに支払われる事業主の退職金

# 金融

- ・事業資金の借入れは
- ・政府系金融機関の融資内容は
- ・借入れする場合の資金計画のたて方は
- ・担保、保証人なしでの借入れは
- ・県信用保証協会の保証制度は

▶中元・年末融資特別相談会の開催（7月・8月・11月・12月）

▶国・県・市の各種制度融資の斡旋（随時）

▶資金計画、経営計画のたて方についての相談指導（随時）

▶無担保・無保証人の「小規模事業者経営改善資金」の推せん斡旋  
(月1回審査会開催)

▶必要な資料の作成指導

# 税務帳

- ・帳簿のつけ方は
- ・決算の進め方、確定申告の仕方は
- ・青色申告制度を選択するための要件は
- ・節税のポイントは

▶「記帳継続指導」の実施

- 記帳の仕方がわからない方を対象に記帳の初歩から決算までを継続して指導

▶「記帳代行」の実施

- 現金出納帳などを毎月持参していただき記帳指導しながら記帳事務を代行（有料）

▶「決算代行」の実施

- 現金出納帳・元帳等を持参していただき、確定申告書・決算書を作成指導する（有料）

▶「税務相談コーナー」の開設

- 確定申告時に当所相談所内に設置



中小企業相談所はこんな仕事をしています

企業の経営改善書をサポートします

# 経営指導員の担当地域です！ どうぞよろしく

.....経営に関するご相談はお気軽にどうぞ.....

